

春日部市告示第384号

春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例（平成24年条例第37号）第50条第1項第1号に基づく区域を次のとおり告示する。

令和8年7月2日

春日部市長 岩 谷 一 弘

1 条例第50条第1項第1号に基づく区域の指定

(1) 指定する土地の区域

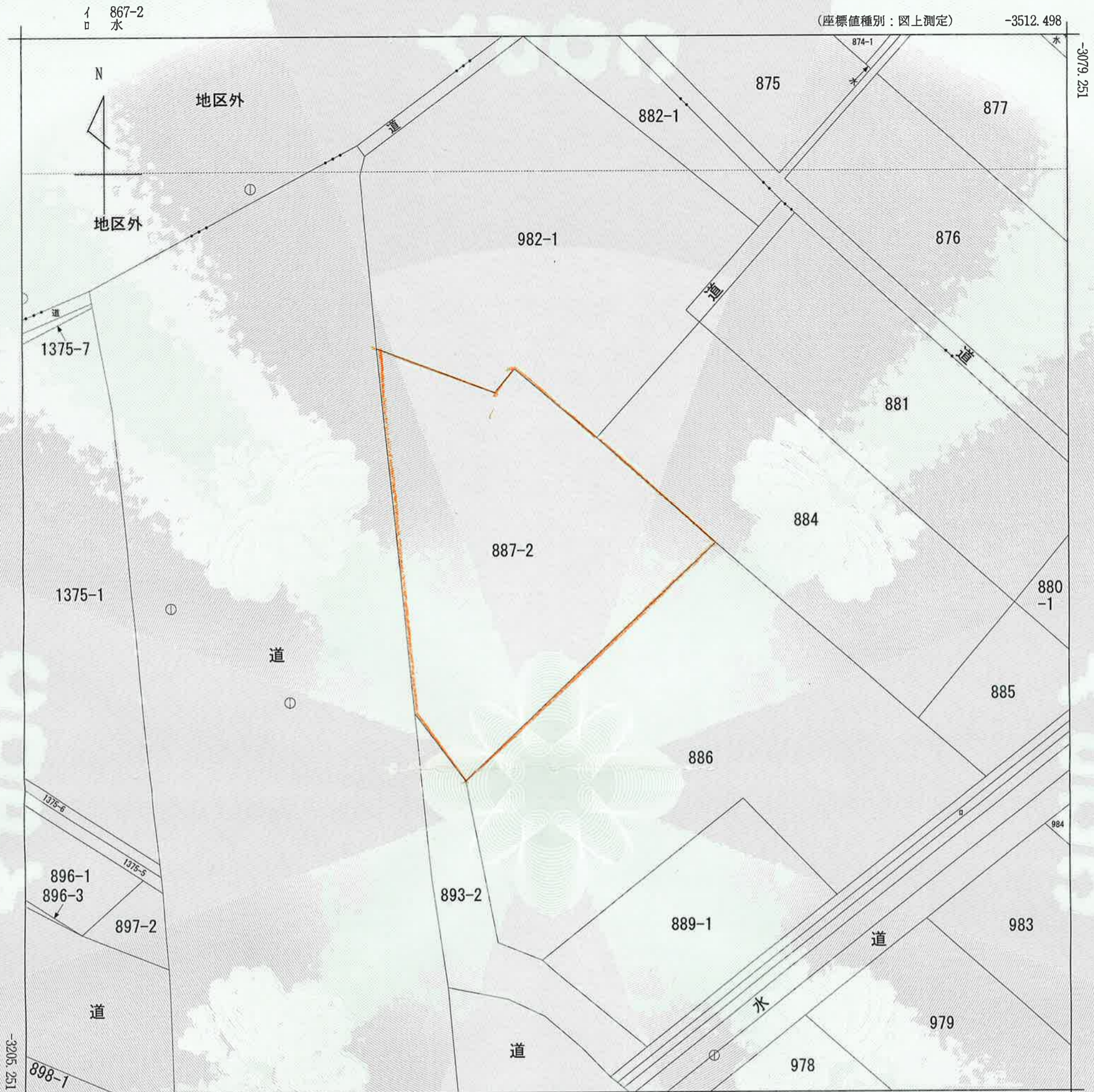
市名	大字名	指定する土地の面積
春日部市	水角字安西 887番2	公簿：1,153.77㎡

(2) 予定建築物の用途

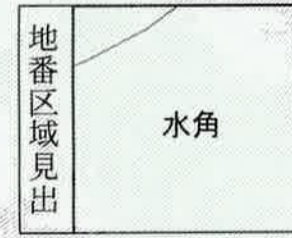
小売業の店舗

(3) 区域の図面

別図のとおり



(座標値種別：図上測定) -3512.498
 (座標値種別：図上測定) -3637.498
 (注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。
 (注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouki2011.par)による修正がされています。



請求部	所在	春日部市水角字安西				地番	887番2		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	IX	分類	地図に準ずる図面	種類	地籍図
作成年月日	昭和59年2月			備付年月日(原図)	昭和60年10月15日		補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年6月16日
 さいたま地方法務局春日部出張所
 登記官

伊藤大輔

